

肥料販売業務の廃止

1. 届出にあたっての留意事項

- ①個人業者で事業を後継者が相続される場合、既届出者名の廃止届と後継者名での新規生産届の双方の手続きが必要となります。
法人の合併等で届出者が変更する場合も同様です。
- ②複数事業所の廃止の場合、まとめて1つの廃止届出書とし、本県内にある販売事業所名のリストを添付してください（廃止の店舗と、継続の店舗を明記してください）。
- ③個別の事業所に関する事項のみの廃止の場合、全事業所のリストを添付する必要はありません。
- ④廃止した日から2週間以内に提出してください。

2. 提出書類

①肥料販売業務廃止届出書：2部（正本・副本、次頁記入方法参照、日本産業規格A4）

※以下の場合、必要な添付書類を提出してください。不明な場合はお問い合わせ下さい。

②（複数事業所の廃止の場合）

販売事業所のリスト（様式なし、店舗の名称・
住所及び連絡先（電話・FAX）記載）：1部

（例）販売事業所のリスト

店名	住所	電話	FAX	
大津店	〒～	電話～	FAX～	廃止
松本店	〒～	電話～	FAX～	継続

3. 届出書の提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号 滋賀県農政水産部みらいの農業振興課

電話：077-528-3842 FAX：077-528-4882 Mail：kankyojugai@pref.shiga.lg.jp

※郵送、持参またはメール添付（PDFのみ）にて提出してください。

4. その他留意事項

押印を省略する場合は、担当者の氏名および連絡先（電話番号）を記載してください。
受付後、届出内容の確認を行います。

(記入例：括弧付きは任意)

肥料販売業務廃止届出書

届け出日を記入してください。

令和2年12月1日

滋賀県知事 様

都道府県名から番地名まで。登記簿又は住民票のとおり記入してください。

住所 (〒520-8577) 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
氏名 株式会社SHIGA食品 代表取締役 滋賀 太郎

法人：法人名及び代表者名、代表者印
個人：氏名、私印

(電話番号：077-528-3842)

(FAX 番号：077-528-4882)

(電子メールアドレス：SHIGA@biwa.co.jp)

最初の届け出日を記入してください。複数事業所の場合は併記してください

さきに 平成22年 4月 1日付で肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を 令和2年 11月 30日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

担当 ○○部△△課
□□ □□ (氏名)
連絡先 000-000-0000

肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

滋賀県知事 様

住 所

氏 名（名称および代表者の氏名）

さきに 年 月 日付で肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を 年 月 日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

※押印省略の場合記入
担当 ○○部△△課
□□ □□ (氏名)
連絡先 000-000-0000